

特集《著作権》

フィリピン 著作権による保護 対 意匠による保護

フィリピン弁護士 Editha R. Hechanova[※]



要 約

フィリピンでは、著作権法と意匠法は共和国法 (Republic Act) 第 8293 号 (以下「知財法」) により規定されている。知財法は 1998 年 1 月 1 日に施行され、先頃、2013 年 7 月に共和国法第 10372 号によって改正された。知財法には、著作権法に基づく意匠の保護と、工業意匠に適用される特許法に基づく意匠の保護の併用を制限する明確な規定は存在しない。ある特定の意匠について、著作権法による保護と意匠法による保護の両方を求める著作者や意匠創作者は多い。これは、広範な保護を得られるとの印象がある一方で、取得に至るまでが相対的に容易であり、安くすむためだと推測できる。保護の客体が同じであっても、保護の要件が異なっており、また利用できる救済措置も異なる場合がある。

目次

1. はじめに
2. フィリピンにおける著作権保護の歴史
3. 著作権法と意匠法の関係
4. 美術の著作物及び応用美術の著作物の定義並びに保護の要件
5. 応用美術の著作権保護に関する主な判例
6. 工業製品の形態又は外観は応用美術の著作物として保護されるか
7. 応用美術の著作権による保護範囲
8. 他者の先行作品又は意匠に依拠せず独立して創作された場合の抗弁の有効性
9. 応用美術の著作物に対する著作権の保護期間
10. 平面的な図面に対する著作権保護は立体的な製品に及ぶか
11. 外国人著作者又は外国人著作権者の著作物に対する著作権保護
12. 従業員が創作した著作物
13. 結論

1. はじめに

フィリピンはベルヌ条約、パリ条約及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (以下「TRIPS 協定」) に加盟している。これらの条約はすべて、応用美術の著作物又は工業意匠の保護を規定し、保護の範囲についてはそれぞれの加盟国の決定に委ねている。ただし、TRIPS 協定では、工業意匠を保護する義務がより明確に示されている。フィリピンにおける意匠出願件数は、この 10 年間、平均して約 1,000 件であり、居住

者による出願が非居住者による出願を 80% 上回っている。このことは、居住者による登録が非居住者による出願の 6% と無惨なほど低い発明特許の出願と比較する限りでは、意匠の保護に高い関心があることを示している。第 172.1 条 (H) の応用美術の著作物に係る著作権申請についてはデータがないので、ある保護の方法が別の方法よりも選択されているとの結論を出すための根拠は存在しない。とはいえ、特に新規性要件のために意匠の保護を受けられなかった場合には、有用性のある物品について著作権による保護を利用する者は多い。

2. フィリピンにおける著作権保護の歴史

フィリピンに著作権保護が初めて導入されたのは 1887 年のことであり、1879 年スペイン知的財産法を通じて行われた。スペインが 1898 年パリ条約に基づきフィリピンをアメリカに譲渡した際に、1796 年米国著作権法 (U.S. Copyright Act) を採択した。1924 年 3 月 6 日、フィリピン議会は、「知的財産を保護する法律 (An Act to Protect Intellectual Property)」と称する法律第 3134 号を制定した。この法律は 1909 年アメリカ著作権法 (American Copyright Law) を基礎にしており、著作権については、著作権の申請が登録され、その著作物の複製物がフィリピン図書館へ寄託さ

[※] HECHANOVA & Co. Inc.

れて初めて取得されると規定していた。著作権の保護は、相互主義に基づき外国人にも適用された。1951年にフィリピンがベルヌ条約に加盟すると、相互主義の要件は内国民待遇の原則に置き換えられ、条約加盟国において創作者が著作権の登録又は申請を行っている必要はなくなった。条約加盟国では、外国人創作者の著作権のある資料に対しては、国内の創作者と同じ権利及び特権が与えられた。

1950年には、フィリピン民法典（Civil Code）が制定され、知的創造物の権利の取得方法に関する規定が含められた。フェルディナンド・マルコス大統領の下での戒厳令の時代の最中にあった1972年、大統領は大統領令第49号（以下「PD 49」）を発行した。これにより、著作権制度が変革され、著作権は創作された時点で発生することが規定された。PD 49の第2条には、18区分の著作物が記載されており、区分Iは「製品のための独創的な装飾的意匠又は模型（特許を受けられるか否かにかかわらず）及びその他の応用美術の著作物」であった。フィリピンで現在施行されている著作権法は、PD 49を廃止した知財法の第IV部に盛り込まれている。著作物の区分の目録には、いくつかの修正がなされた。区分「I」の「特許を受けられるか否かにかかわらず、製品のための独創的な装飾デザイン又は模型及びその他の応用美術の著作物」は維持され、区分「H」に再分類された上で、「製品のための独創的な装飾的意匠又は模型（意匠として登録できるか否かにかかわらず）及びその他の応用美術の著作物」と言い換えられた。

2013年7月23日、知財法、その中でも著作権法が共和国法第10372号により改正された。例えば、知的財産庁（以下「知財庁」）著作権局の創設、共同管理団体の監督、知財庁長官への検査権限の授与、寄与侵害の定義など。また、視覚障害者について、著作物の非営利の作製に使用するための許可取得の免除を認めることにより公正な利用（フェアユース）の保護が拡大された。

「応用美術（applied art）」の語は、知財法第171.10条において「実用的機能を備え又は有用性のある物品に組み込まれた美術的な創作物（手で製作されるか工業的規模で生産されるかにかかわらず）」と明確に定義されている。

知財法第172.1条の（H）は、「製造物品のための独創的な装飾的意匠又は模型、及びその他応用美術の著

作物（工業意匠として登録できるか否かにかかわらず）」との規定により、応用美術の著作物に対して明確に著作権による保護を認めている。

フィリピンの著作権法は米国の著作権法に遡ることができるが、大きく異なっている点がある。フィリピンの著作権法では、有用性のある物品を著作権により保護することを禁じていないし、また米国で適用されている分離可能性の基準を採用していない。もっとも、以下で引用する Ching vs. Salina 事件では、最高裁判所は米国の判決をある程度重視して、この基準に言及している。

3. 著作権法と意匠法の関係

知財法では、工業意匠とは「線若しくは色彩と関連づけられるか否かにかかわらず、線若しくは色彩からなる構図又は立体的な形状である。ただし、それら構図又は形状は、工業製品又は手工芸品に特別の外観を与え、それらのための模様として機能することができるものでなければならない」と定義されている。この定義は、著作権法における応用美術の著作物の定義に包含され、応用美術の著作物は工業意匠として登録可能であるとされている。その共通点は、次の点に見出すことができる。

1. 保護を受ける要素が有用性のある物品の外観であること
2. その外観が特別なもの又は装飾的なものであること
3. その特別な又は装飾的な外観が独創的なものであること

したがって、一定の状況では、有用性のある物品の構図又は外観は、著作権法と工業意匠法の両方による保護を受けることができる。しかしながら、工業意匠による保護の対象となるためには、新規性があること及びある技術的成果を得るための技術的又は機能的考慮により意匠が特定されてはならないことといった追加的な要件が満たされなければならない。

さらに工業意匠登録の存続期間は、応用美術について著作権の存続期間よりもはるかに短い。工業意匠の登録は、出願日から5年の期間について行われ、その更新は更新料を納付することにより、2回を超えない各5年の連続する期間について行うことができる。すなわち、保護期間は合わせて15年間である。一方、著作権法では、応用美術の創作者に与えられる保護は、

その創作日から25年の期間存続する。

類似点と相違点について理解を深めるため、著作権法と意匠法における応用美術の著作物に対する要件を比較して、以下に示す。

要素	著作権法 (知財法第IV部)	意匠法 (特許法第XIII章, 知財法第II部)
客体	172.1 (h) 製造物品のための独創的な装飾的意匠又は模型、及びその他応用美術の著作物 (工業意匠として登録できるか否かにかかわらず) 171.10 「応用美術の著作物」とは、実用的機能を備え又は有用性のある物品に組み込まれた美術的な創作物 (手で製作されるか工業的規模で生産されるかにかかわらず)	線若しくは色彩からなる構図又は立体的な形状 (線若しくは色彩と関連づけられるか否かにかかわらず)
保護の要件	- 独創的なものであること - 著作物が一定の最小限の創作性を有するものであること	- 新規なもの又は装飾的なものであること - 本質的に技術的又は機能的な考慮により特定されないこと - 公の秩序、健康若しくは善良の風俗に反しないこと
審査の有無	審査なし	実体審査はされないが、登録性に関する調査報告 (registrability report) を申請することにより請求できる。第三者による意見を求めるため、出願が公開される。新規性、先行技術、新規性を損なわない開示、優先権などの事項については、特許法が適用される。
保護の存続期間	創作日から25年間	出願日又は優先日から5年間、2回の各5年の連続する期間の更新が可能
侵害に対する措置	刑事上、民事上又は行政上の措置が考えられる	民事上又は行政上の措置が考えられる。刑事訴訟は、二度目の違反の場合にのみ提起できる。

著作権と工業意匠の両方の保護を受ける作品の一例

が、2004年12月7日に決定された Eriberto Sandoval vs. Spouses Heidi and Liberato Biscocho (Appeal No. 10-2004-00001, IPV No. 10-2001-00003) 事件において、知財庁長官により示された。この事件は、以下に示す Goddess of Fortune and Goodwill という題名の付けられた壁飾りに係る工業意匠登録第3-2000-00528号 (2001年3月15日発行) 及び著作権登録第G-2000-234号の所有者である Sandoval が特許権及び著作権の侵害を訴えた行政訴訟である。

上诉人の壁飾りの正面図 (証拠「A」)



知財庁の判定部門にあたる法務局 (Bureau of Legal Affairs) は、本件作品がブリタニカ百科事典第15版の図版第13号に示されている太陽神ヘリオスのイメージと一致し、ガイド・レーニ (Guido Reni) が描いた天井フレスコ画「アウローラ」(1613-1614) に類似しており、独創的でないことを理由として、著作権侵害の申立てを棄却した。長官は、著作権法が著作家の独創的な作品、つまり著作家が単独で創作し、最小限の創作性を有するもののみを保護すると述べ、この決定を支持した。

また法務局は、Sandoval の工業意匠登録も取り消した。審判請求を受け、長官はこの決定についても支持した。長官は、新規であるか又は独創的な意匠のみが保護を受けること、及び先行技術の一部を形成する場合、その工業意匠が新規であるとみなされないことは、法律から明らかだと述べた。知財法第23条における先行技術は、発明を請求する出願の出願日又は優先日の前に世界のいずれかの場所において公衆の利用に供されているすべてのものからなる。対象となっている壁飾りは、Sandoval が申し立てている創作及び発行日の2000年8月8日のはるか前の1613-1614年に描かれたガイド・レーニの天井フレスコ画「アウローラ」と比較して、大きな相違がないと判断された。

上記の事件が示すように、Sandoval の壁飾りの重疊的保護に関しては、問題とされていなければ、判断が下されてもいない。知財法のいずれの規定も、それぞれの知的財産権の要件が満たされている限りは、

ある作品が同時に複数の知的財産権による保護を受けることを禁止していない。

工業意匠に与えられる保護の最長期間は出願から15年間であり、一方、応用美術に対する著作権のそれはその創作から25年間である。仮に出願日と創作日と同じだとすれば、著作権による保護は、工業意匠による保護よりも10年間長く存続することになる。著作権法は、応用美術の著作物について、その創作日から25年の期間としている。したがって、著作権による保護は、工業意匠登録の失効後も長い期間存続する。

4. 美術の著作物及び応用美術の著作物の定義並びに保護の要件

著作権に係る法律は「応用美術の著作物」の定義のみを規定し、以下に示す第172.1条において、「文学及び美術の著作物」となり、その創作された時点から著作権による保護を受けることのできる著作物の目録を提供しているだけである。

「第172.1条 文学及び美術の著作物（以下「著作物」という）とは、文学及び美術の領域において創作された時点から保護される独創的な知的創作物であり、特に次のものを含む。

- (a) 書籍、小冊子、論文その他の文書
- (b) 定期行物及び新聞
- (c) 口頭で行うために準備された講演、説教、演説、学術論文（書面その他有形的に化体されるか否かにかかわらず）
- (d) 書簡
- (e) 演劇又は楽劇の作品、舞踏の作品又は無言劇の演芸
- (f) 歌詞のある又はない楽曲
- (g) 素描、絵画、建築、彫刻、版画、石版画その他の美術作品の著作物、美術作品のための模型又は下絵
- (h) 製造物品のための独創的な装飾的意匠又は模型（工業意匠としての登録できるか否かにかかわらず）、及びその他応用美術の著作物
- (i) 地理学、地形学、建築学又は科学に関する図解、地図、図面、略図、図表及び立体作品
- (j) 科学的又は技術的性質の図面又は模型
- (k) 写真の著作物（写真に類似する方法により

製作された著作物を含む）、幻灯機用スライド

- (l) 視聴覚著作物、映画の著作物及び映画に類似する方法又は視聴覚記録物を製作する方法により製作された著作物
- (m) 絵画入りの図解及び広告
- (n) コンピュータ・プログラム
- (o) その他の文学、学術、科学及び美術の著作物

フィリピン知財法に基づく著作権による保護を利用するための要件は、著作権法第172条及び第173条（二次的著作物）に挙げられている全ての区分の著作物において同じである。応用美術その他美術の著作物の登録要件は、それが独創的な創作であることだけである。著作権法でも、既存の法体系においても、著作権による保護を受けるために必要な創作性の程度については特定も説明もされていない。

5. 応用美術の著作権保護に関する主な判例

フィリピンでは、応用美術の著作権保護の問題について法体系が欠落している。この問題に関して最高裁判所が下した最新の判決は、*Jessie Ching v. William Salinas, et al.* (G.R. No. 161295, June 29, 2005) 判決である。本件では、Chingは2件の実用新案の所有者であり、この2件については著作権登録（「自動車用リーフスプリングアイブッシュ」に係る著作権登録第2001-197号及び「車両用軸受けクッション」に係る著作権登録第2001-204号）も行っていた。これらの著作権登録を根拠として、Chingは国家捜査局（NBI）に訴状を提出し、国家捜査局は裁判所から捜査令状を取り、その後Salinas et al.が役員を務めるWillaware Products Corp.の敷地の家宅捜索をして、著作権で保護される物品に類似する部品を没収した。Salinasは、作品が自動車部品で、技術に関するものであって、美術作品ではないとの理由により、捜査令状の破棄を申し立てた。著作権が取得されている物品「自動車用リーフスプリングアイブッシュ」は、「同軸方向穴があって、中心に位置し、その一方の端に垂直な縁部が備わっている円筒体と、前記円筒体の周壁をポリ塩化ビニル又はポリプロピレンのいずれかの樹脂製のブッシュで包む円筒形のメタルジャケットからなる」と記載されていた。また同様に、著作権が取得されている物品「車両用軸受けクッション」は、「一般に従来型の

軸受けと複数の山部の取付用中心穴のある半円体であって、クッションそのものが同じ樹脂素材で製造されているもの」からなると記載されていた。

本件の裁判所は、Ching の著作権で保護される物品が文学又は美術の著作物でないこと、当該物品は交換しようとする部品への元の構造設計に適合させなければならない簡素な自動車の交換部品であること、したがって、リーフスプリングアイブッシュ及び車両用軸受けクッションは装飾的なものではないことを言い渡した。さらに裁判所は、当該物品が付随的に実用的機能を備え又は有用性のある物品に組み込まれた美術的な創作物ですらなく、単に有用性を主たる機能とするだけの機械作品だと判示した。裁判所は、捜査令状の破棄を認め、Ching の著作権登録を取り消した。

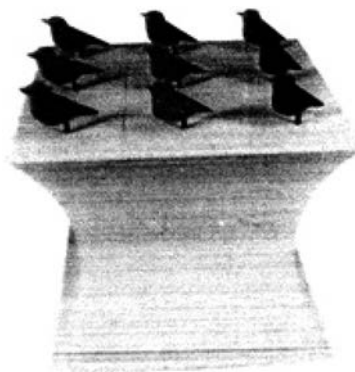
興味深く、製図の著作権による保護が実際の物には及ばないことを教えてくれるもう一つの判決は、Pearl & Dean (Phil.) Inc. vs. Shoemart Inc., et al (G.R. 148222, August 15, 2003) 判決である。本件では、広告表示装置又はライトボックスのメーカーである Pearl & Dean は、照明広告表示装置に係る著作権登録第 PD-R-2558 号の所有者であり、この装置は Shoemart Inc. (SMI) との契約により、SMI のモールの一つに設置されていた。これらのライトボックスは、プラスチック版の間に挟まれている、特別に印刷され、ブラックライトで照らされたポスターを利用するものである。その後、SMI は Pearl & Dean からの抗議にもかかわらず、条件の不履行を理由として契約を解除した。その 2 年後、Pearl & Dean は、同社のライトボックス製造の請負業者がライトボックスを製造するため SMI に雇用されていることに気づいた。Pearl & Dean はこのライトボックスが著作権で保護されている同社の表示装置に類似していると考えた。Pearl & Dean は、著作権侵害、損害賠償等につき、SMI を訴えた。

著作権侵害の問題について、最高裁判所は、著作権侵害はなかったと判示した。その理由は、Pearl & Dean の著作権が区分 (o) の「印刷物、絵画入りの図解、広告コピー、ラベル、タグ、箱用包装」に係るものであり、その保護の対象が技術図面のみ限定され、ライトボックスが含まれないためであった。裁判所は、用語の厳密な意義において、著作権は、純粹に法律上の権利であり、その権利は制定法により与えられるものに限定されると述べた。公判中に、ライト

ボックスは文学の著作物にも、美術の著作物にも該当せず、ただ技術的又は取引上の発明であるという同社の社長による証言があったことも、おそらく、Pearl & Dean の不利に働いたのであろう。

6. 工業製品の形態又は外観は応用美術の著作物として保護されるか

知財法第 171.10 条の「応用美術の著作物」の語の定義は、手で製作されるか工業的規模で生産されるかに拘らず、実用的機能を備え又は有用性のある物品に組み込まれた美術的な創作物となっており、これは第 172.1 条(h)に該当するはず、人形、ぬいぐるみ、さらには自動車さえも含むほど広いものである。国立図書館に属する著作権局の記録は容易に調査することができない。知的財産庁には、国立図書館の著作権登録について電子化する計画があるが、今のところ完了していない。例としては、以下の作品が著作権登録第 H-2007-97 号の対象であり、三目並べ用のテーブルの装飾的意匠と記載されている。



鳥の形をした三目並べ
三目並べのピースが置かれている状態



ケネス・コボンプエ作「ヨダチェア」

ケネス・コボンプエ (Kenneth Cobunpue) は、おそらくフィリピンで最も有名なフィリピン人家具デザイナーの一人であり、世界的な有名人を顧客に持っている。彼のデザインで、最も模倣されているものにヨダ (Yoda) チェアがあり、このデザインを模倣した者に対しては著作権侵害訴訟が起こされている。訴訟は現在も係属中である。

国立図書館の著作権局によれば、著作権登録は、人形、ぬいぐるみ、オートバイ、いすやテーブルについては行われているが、自動車及び (h) の応用美術の著作物に該当するものについては行われていない。また自動車の意匠が美術的性質を示すものである限りは、著作権登録出願を拒絶する理由はないと考えている。

7. 応用美術の著作権による保護範囲

著作権法の下で利用できる保護の範囲に関しては、純粋美術も応用美術の著作物も、創作された時点から保護される。どちらの作品の創作者も、経済的権利、人格権、及び著作権に対する権利を譲渡及び／又は移転する権利を享受する。唯一違いがあるのは、保護期間である。純粋美術については、創作者の存命中及び死後 50 年であり、一方、応用美術の著作物については、創作日から 25 年である。

8. 他者の先行作品又は意匠に依拠せず独立して創作された場合の抗弁の有効性

応用美術の著作物が他の意匠から独立して創作されたという事実は、著作権の侵害の主張に対する有効な抗弁となる。これは、著作物が著作権による保護を利

用するために有すべき特徴の一つとして、独創性が挙げられるからである。

9. 応用美術の著作物に対する著作権の保護期間

知財法第 IV 部第 XVI 章第 213 条に基づき、第 172 条 (文学及び美術の著作物) 及び第 173 条 (二次的著作物) に該当する作品に対する著作権は、作者の存命中及びその死後 50 年の期間保護される。このルールは、遺作著作物にも該当する。これに対して、応用美術の著作物は、知財法第 IV 部第 XVI 章第 213.4 条に規定されているとおり、その創作日から 25 年の期間のみ保護される。

著作者人格権に関しては、知財法の一部の規定を改正する共和国法第 10372 号 (R.A. No. 10372) が、自身が著作物の著作者であることを求める著作者の権利、及び発行前に自身の著作物を改変する権利、又は発行を許可しない権利は、存命中及び死後も永続的に存続し、これらの権利は譲渡又は実施権の対象とすることができないと規定している。

10. 平面的な図面に対する著作権保護は立体的な製品に及ぶか

工業品の設計図、技術図面又は製図は、フィリピンでは (J) 科学的又は技術的性質の図面又は模型、(M) 絵画入りの図解及び広告の区分において、著作権による保護を受けることができる。しかしながら Pearl & Dean 事件について先述したとおり、図面に対する著作権は、実際の立体的な製品には及ばない。その理由は、著作権が厳密に解釈しなければならない法律上の権利だからである。作品は図面に分類されるので、図面に対してのみ保護が与えられる。

漫画やアニメのキャラクターは、著作権法 (M) 絵画入りの図解の区分により保護を受けることができる。ただし、Pearl & Dean 事件で判決されたとおり、保護は立体物には及ばない。その場合には、人形又はぬいぐるみについて、応用美術の著作物として個別に著作権による保護を申請する必要があるだろう。これは、応用美術の定義が、子供や大人を幸せにするなど、実用的機能を備えるあらゆる美術の創作物を対象に含むほど十分に広いものだからである。

11. 外国人著作者又は外国人著作権者の著作物に対する著作権保護

フィリピンの著作権法には、母国で拒絶されたことを理由として、応用美術の著作物に対する著作権による保護を拒絶する規定は含まれていない。作品が著作権法第 172.1 条の著作物の目録のいずれかに該当する限りは、その作品には著作権による保護が与えられる。

12. 従業員が創作した著作物

第 178.3 条は、業務中に創作された作品に対する著作権の帰属の問題を規定している。著作権保護が可能な作品の創作が従業員の通常の業務の一部でない場合、著作者である従業員が著作権を所有する。これは、従業員が雇用主の時間、施設及び材料を使用する場合であっても変わらない。ただし、その作品が従業員に通常割当てられた業務を著作者である従業員が履行したことによる成果である場合は、そうしない旨の明示又は暗示の合意がない限りは、著作権は雇用主に帰属する。著作者である従業員による著作者人格権の放棄は文書で行われる場合にのみ有効であるため、雇用主は、これを雇用契約又は従業員との文書による合意に明記することが望ましい。

13. 結論

フィリピンの知財法では、応用美術の著作物について、著作権及び工業意匠、さらには立体商標による同時の又は並行した保護を禁止していない。フィリピンのような開発途上国にとって、このような重複はメリットだと考えられる。直ちに製品を市販したいフィリピンの企業家は、意匠による保護を申請するとともに、より容易に、早く、また安く取得できる著作権による保護を求めようとするのが一般的である。このような重複は、それぞれの知的財産権による保護の目的という点では、確かに矛盾するように思われる。工業意匠の登録にあっては、15 年の経過後又は所定期間内に更新が登録されない場合には、その意匠は公知の領域にある。有用性のある物品であれば、他の人々がそ

れを自ら商品化したり、改良する機会が得られ、ひいてはイノベーションのサイクルを加速し、自身の意匠から利益を得た意匠作成者がさらに創作することを促進するだろう。一方、著作権を請求すると、権利の独占は創作から最長 25 年というより長い期間にわたる。おそらくこの期間は、重複保護の問題を巡って言い争わなければならないほど長くはないのであろう。

参考文献：

1. The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Work
2. The Paris Convention for the Protection of Industrial Property
3. The Agreement on Trade-Related Intellectual Property Rights
4. Republic Act No. 165 (An Act Creating the Patent Office, Prescribing its Powers and Duties, Regulating the Issuance of Patents, and Appropriating Funds Therefor.
5. Act 3134, an Act to Protect Intellectual Property
6. Presidential Decree No. 49, Decree on Intellectual Property
7. 17 USC 101, 102
8. Republic Act No. 8293, The IP Code
9. Republic Act No. 10372, An Act Amending Certain Provisions of RA No. 8293
10. Intellectual Property Office of the Philippines website, Statistics
11. Eriberto Sandoval vs. Spouses Heidi and Liberato Biscocho (Appeal No. 10-2004-00001, IPV No. 10-2001-00003) decided by the Director General of the Intellectual Property Office (IPOPHL) on December 7 2004
12. Pearl & Dean (Phil.) Incorporated vs. Shoemart Inc. and North EDSA Marketing Incorporated (G.R. No. 148222, August 15, 2003)
13. Jessie G. Ching vs. William M. Salinas, Sr., et al (G. R. No. 161295, June 29, 2005)
14. Certificate of Copyright Registration and Deposit - Reg. No. H2007-97 of Pedro H. Delantar, Jr.
15. Philippine Daily Inquirer website.

(英文原稿受領 2014. 1. 25)

(和訳監修者 小田原敬一)

(和訳原稿受領 2014. 4. 14)